

富山県告示第447号

保安林の指定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定をする次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条第 6 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を魚津市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県魚津市東山字チシリ谷1862の4

2 所在が不分明である通知の相手方

中島甚作

3 通知の内容

1 の森林について、令和2年9月25日富山県告示第 422号で告示したとおり保安林の指定をする。

4 森林法第 189条による掲示

令和2年9月25日から魚津市役所に掲示した。

富山県告示第448号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第33条第 6 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を砺波市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和2年10月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原55、416、417、510

2 所在が不分明である通知の相手方

橋場幸作、高田由夫

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和2年4月20日付け農林水産省告示第841号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和元年10月23日富山県告示第444号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和2年10月12日から砺波市役所に掲示した。
